

(別添3)

審査基準・標準処理期間

所属名	薬務課
内線番号	4786

No.	項目	内容
①	処分名	覚醒剤原料輸入業者等(覚醒剤原料取扱者及び覚醒剤原料研究者)の指定
②	法令名	覚醒剤取締法
③	法令番号	昭和26年法律第252号
④	根拠条項	第30条の2第1項
⑤	処分権者	知事
⑥	審査基準	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 覚醒剤取締法第30条の2 ▶ 覚醒剤取締法施行規則第9条
		添付の有無
⑦	経由機関名	保健所
⑧	協議機関名	
⑨	標準処理期間	((⑩合計期間)25日
	経由機関	10日
	協議機関	
	当該処分機関	15日
⑪	問合せ	薬務課(075-414-4786)
⑫	備考	